

答 申 情 第 3 0 号

平成25年5月28日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 市 川 正 人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

(1) 平成24年9月27日付け都住政第486号による諮問

調停事件における実施機関の説明の根拠が記載された公文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第49号）

(2) 平成24年10月29日付け都住政第578号による諮問

調停事件における実施機関の説明の根拠が記載された公文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第53号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 諮問情第49号について

ア 異議申立人は、平成24年8月21日付けで、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次の内容の公文書公開請求を行った。

請求内容 京都簡易裁判所調停事件において実施機関の指定代理人が調停委員に対して行った、特定団地の特定戻り住戸の公庫法・特優賃法に基づく建設基準等不適合についての説明が、「建て替え建設後に特定戻り住戸に入居の意思表示を行った従前借家人からの要望があり、特優賃住宅認定住宅ではないのでその要望を認容したものである」として行われたことを、調停委員から異議申立人に説明された。実施機関がこの説明を行う根拠となる事実が記載された文書。

イ 実施機関は、当該請求に対し、「実施機関は、このような説明を行っておらず、また従前借家人から要望がなされた事実もないことから、請求に係る公文書を作成又は取得していない」との理由で不存在による非公開決定をし、平成24年9月4日付けで異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年9月10日付けで、当該処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、異議申立てを行った。

(2) 諮問情第53号について

ア 異議申立人は、平成24年9月24日付けで、条例第6条第1項の規定に基づき、次の内容の公文書公開請求を行った。

請求内容 京都簡易裁判所調停事件において、実施機関の指定代理人が調停委員に対して行った、特定団地の特定戻り住戸の公庫法・特優賃法に基づく建設基準等不適合についての説明が、「独立した炊事室はあります。脱衣所が無いです。建て替え建設後に特定戻り住戸に入居の意思表示を行った従前借家人からの要望があり、特優賃住宅認定住宅ではないのでその要望を認容したものです」として行われたことを、調停委員から異議申立人に説明された。実施機関がこの説明を行う根拠となる事実が記載された文書。

イ 実施機関は、当該請求に対し、「実施機関は、このような説明を行っておらず、また従前借家人から要望がなされた事実もないことから、請求に係る公文書を作成又は取得していない」との理由で不存在による非公開決定をし、平成24年10月4日付

けで異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年10月9日付けで、当該処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、上記2件の本件処分の取消しを求めるというものである。

4 審査会における審議の方法

本件各請求は、特定の特定優良賃貸住宅（以下「特優賃」という。）に関し、実施機関が調停の場で発言したと異議申立人が主張するほぼ同一の発言内容の根拠に関するものであるため、併合して審議を行った。

5 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 特優賃の建設に当たっては、従前賃貸住宅が存していた土地に、当該賃貸住宅を取り壊して特優賃が建設される時は、従前の賃貸住宅に居住する借家人の協力を得るため、特優賃に当該借家人が居住するための住戸が合築されることがあり、当該住戸を、行政事務上「戻り住戸」と呼んでいる。このような手法は、特優賃の円滑な供給を促進する観点から有効なものである。

なお、戻り住戸は、上記のように従前借家人が居住するために設けられるものであるため、特優賃であるための基準を満たす必要はない。

(2) 異議申立人は、特定団地の特定戻り住戸の公庫法・特優賃法に基づく建設基準等不適合の説明について、諮問情第49号では「建て替え建設後に、当該住戸に入居の意思表示を行った従前借家人からの要望があり、当該住戸は特優賃住宅認定住宅ではないのでその要望を認容したものである。」と調停委員から説明されたとし、また諮問情第53号では「独立した炊事室はあります。脱衣所が無いだけです。建て替え建設後に、当該住戸に入居の意思表示を行った従前借家人からの要望があり、当該住戸は特優賃住宅認定住宅ではないのでその要望を認容したものです。」と調停委員から説明されたとしているが、実施機関は、戻り住戸について(1)と同様の趣旨の説明を調停委員に対して行ったが、異議申立人が主張しているような説明は行っていない。

(3) そもそも、住宅金融公庫法への不適合をもって、請求に係る公文書を実施機関が保有している根拠になるとする申立人の論旨は全く理解できない。当該住戸は特優賃の認定の対象ではなく、実施機関は当該住戸について、要望を認容したり、要望を認めなかつ

たりする立場にないため、その根拠となる公文書を作成する理由もない。

- (4) 次に、異議申立人は、選定委員会での議事録の内容や席上配布資料などの平面図をもって、「当該住戸の「2K」の現況は公庫法の規定に反する。よって、不存在の理由は根拠がない。」等とし、実施機関が請求に係る公文書を保有しているはずであると主張しているが、これらの書類が当該住戸に係る従前借家人からの要望について実施機関が把握している根拠となるものではない。

6 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の本件処分に関する主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 公文書公開請求に際し、公文書公開請求書に記述した事柄はすべて明白な事実である。その場においての所管の発言を否定できようものではない。特定戻り住戸には、京都簡易裁判所において所管が調停委員に説明を行った「特定戻り住戸は戻る意思表示を行った従前借家人の要望を認容したものです。」の特定戻り住戸の事実が存在する。

かつ、京都市長が異議申立人に宛てた書簡において従前借家人用戻り住戸に特優賃住宅利子補給を行うこととしていると記述される。

- (2) 特優賃住宅事業選定委員会の席上配布資料、同委員会議事録及び特優賃住宅供給計画認定申請書の添付竣工図面には脱衣所に厨房と明記がある。このことは、住宅金融公庫法第1条の趣旨目的である、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る受託を規定した公庫住宅等基礎基準第8条の住宅の規格（最低限の規格はいわゆる「1DK」）とする解説に明記されたとおり、当該住戸の「2K」の現況は、公庫法の規定に反する。

よって、公文書を保有していない理由は根拠がない。

- (3) 京都市特定優良賃貸住宅建設基準第30条には、実施に関し、必要な事項は京都市都市住宅局住宅企画課長が定めると規定されていることから、調停における所管の発言である「従前借家人の要望」の認容が当時の住宅企画課長の権限で可能であった。

また、その認容は特定戻り住戸が公庫法への不適合となるにもかかわらず行われ、かつ利子補給金の支出が行われている。これは、入居者が受けるべき公庫法の規定する法益を損なうものであり、そのような不適合住宅の認容と同時に助成が行われたということである。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件異議申立てに係る争点は、調停の場で実施機関の職員が「独立した炊事室はありません。脱衣所が無いです。建て替え建設後に特定戻り住戸に入居の意思表示を行った従前借家人からの要望があり、特優賃住宅認定住宅ではないのでその要望を認容したものです」という発言（以下「異議申立てに係る発言」という。）を行ったか否か、行った場合には、その根拠となる公文書が存在するか否かである。

(2) 異議申立人が主張する異議申立てに係る発言は、調停の場において、紛争当事者である異議申立人が、調停委員から間接的に聞いたとするものである。

これに対し、実施機関は、異議申立てに係る発言を否定しており、双方の主張には根本的な食い違いがある。

(3) 当審査会としては、司法の管轄する非公開で行われる調停の場における調停委員の発言内容を確認するすべはなく、また、本件諮問事案と並行して審議を行った異議申立人が提起した他の異議申立て事案の審議においても、異議申立てに係る発言の内容のような主張は実施機関からなされておらず、異議申立てに係る発言を否定する実施機関の主張を覆すに足る事実も見いだせなかった。

以上から、異議申立てに係る発言を事実として確定できない以上、当該発言を行っていないという実施機関の主張は、特に不合理なものとは言えないので、請求に係る公文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張は妥当なもの判断する。

(4) その他、異議申立人は様々な主張を行っているが、いずれも、当審査会の結論を左右するものではない。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

(1) 諮問情第49号

平成24年 9月27日 諮問

10月26日 実施機関からの理由説明書の提出

11月26日 異議申立人からの意見書の提出

12月25日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第8回会議）

平成25年 1月28日 異議申立人からの口頭意見陳述（平成24年度第9回会議）

2月28日 審議（平成24年度第10回会議）

4月 4日 審議（平成25年度第1回会議）

5月28日 審議（平成25年度第2回会議）

(2) 諮問情第53号

平成24年10月29日 諮問

11月15日 実施機関からの理由説明書の提出

12月17日 異議申立人からの意見書の提出

12月25日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第8回会議）

平成25年 1月28日 異議申立人からの口頭意見陳述（平成24年度第9回会議）

2月28日 審議（平成24年度第10回会議）

4月 4日 審議（平成25年度第1回会議）

5月28日 審議（平成25年度第2回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）